

## 変更登録申請関係(既登録業者が対象の手続き)

- ・ 法人の代表取締役(業務を行う役員)が交替する場合

登録原簿に記載してある代表取締役(業務を行う役員)が退任・死亡等により辞めた場合は、変更登録申請が必要となります。

〈必要書類 (1)～(4)は各1部〉

- (1)様式第6 揮発油販売業変更登録申請書
- (2)誓約書
- (3)登記事項証明書
- (4)委員会(理事会)議事録のコピー(農協等登記事項証明書のみでは代表者の確認が出来ない場合)
- (5)備蓄法様式第18 石油販売業変更届出書3部(正3部、または正2部写1部)

(記載例)

様式第6 (第7条関係)

× 整理番号	
× 審査番号	
× 受理年月日	年 月 日

揮発油販売業変更登録申請書

令和〇年〇月〇日

近畿経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に 〇〇株式会社  
あつてはその代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇  
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録をうけたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号 〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇〇

2 変更の内容 代表者及び業務を行う役員の変更

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
代表取締役 鈴木 父郎	代表取締役 鈴木 一郎

3 変更の年月日 〇年〇月〇日

4 変更の理由 取締役会の決議による。

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2. ×印の項は記載しないこと。

〈変更登録申請にあたっての注意事項〉

(1) 様式第6 (揮発油販売業変更登録申請書)

イ. 申請書の提出年月日を「年月日」欄に記入してください。

ロ. あて名

(記載例) 近畿経済産業局長 殿

ハ. 申請者

法人の場合は登記上の名称、住所を記載してください。

個人の場合は住所・氏名を記載してください。

ニ. 登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入してください。

ホ. 変更の内容

「代表者及び業務を行う役員の変更」と記載してください。

ヘ. 変更の年月日には、登記事項証明書上の就任日付を記載してください。

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online\\_syoumei\\_annai.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html)

ト. 変更の理由を具体的に記載してください。

(2) 誓約書  
(記載例)

<b>誓 約 書</b>		
令和〇年〇月〇日		
近畿経済産業局長 殿		
登録申請者		
名 称	〇〇株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇	
住 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	
<p>当社は、揮発油等の品質の確保等に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しないものであることを誓約いたします。</p>		

イ. 法人の場合の誓約書記載例は上記のとおりです。

ロ. 個人の場合の誓約書は文面の一部を次のように置き換えてください。

当社は→私は

第1号から第4号まで→第1号から第3号まで

(3) 新しく代表者（または役員）となった役員の就任の日付をもって変更登録を行うため、登記事項証明書上で代表者（または役員）の就任日（重任日ではありません）の記載があるものがが必要です。

(4) 委員会（理事会）議事録のコピー

農協等の場合、登記事項証明書上、役員（理事）が併記されており、代表者（組合長等）が確認できない場合は、代表理事（組合長等）が選出されたことを確認するため当該委員会（理事会）の議事録の提出が必要です。

(5) ①本申請の提出日については、添付すべき登記事項証明書の関係上、事後申請と成らざるを得ませんが、登記完了後できるだけ速やかに提出してください。

②代表者が変更される場合、別途備蓄法に基づく様式第18「石油販売業変更届出書」3部（正3部、または正2部写1部）を提出する必要があります。